

徳島市立青少年交流プラザ
指定管理者募集要項

令和 6 年 8 月
徳島市教育委員会

目 次

第 1	募集の目的	1
第 2	施設の概要	1
1	名称	
2	所在地	
3	設置目的	
4	設置年月日	
5	規模及び内容	
6	実績等	
第 3	指定管理者が行う業務等	2
1	業務の範囲	
2	管理の基準	
3	指定期間	
4	モニタリング・評価等	
第 4	管理運営に要する経費等	3
1	指定管理料	
2	利用料金	
3	その他の収入	
4	経理等	
第 5	申請の手続等	6
1	指定管理者選定スケジュール	
2	申請資格等	
3	募集要項等の配布	
4	現地説明会の開催	
5	募集内容等に関する質問	
6	申請書類の提出等	
7	申請に当たっての留意事項	

第6	指定候補者の選定等	12
1	選定方法	
2	審査日程	
3	審査基準	
4	無効又は失格	
5	指定候補者の選定	
6	選定結果の通知及び公表	
第7	指定管理者の指定及び協定締結	15
1	指定管理者の指定等	
2	協定の締結	
第8	指定管理者の変更等	17
1	引継業務	
2	原状回復義務	
3	指定管理者の指定の取消等	
第9	問い合わせ先	19

【別紙】

- 1 現地説明会参加申込書
- 2 質問書
- 3 徳島市立青少年交流プラザ指定管理者 審査基準

【参考資料】

- 1 関係条例
- 2 施設図面
- 3 施設の利用状況及び利用料金収入実績
- 4 管理運営費の状況
- 5 利用料金減免規定及び利用料金減免実績

【別冊】

- ・ 徳島市立青少年交流プラザ指定管理者業務仕様書
- ・ 徳島市立青少年交流プラザ指定管理者様式集

徳島市立青少年交流プラザ指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島市立青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）は、団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、広く市民の交流を図るための施設として設置されており、一層の利用者サービスの向上と効率的な管理運営の実施を目的として指定管理者制度を導入しています。

このたび、徳島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、現指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することを受けて、令和7年4月1日から5年間、青少年交流プラザの管理運営業務を行う指定管理者を新たに募集いたします。

第2 施設の概要

- 1 名称 徳島市立青少年交流プラザ
- 2 所在地 徳島市論田町中開47番地
- 3 設置目的 団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、広く市民の交流を図ること。
- 4 設置年月日 昭和63年5月1日
- 5 規模及び内容
 - 構造 鉄骨造平屋建
 - 建物面積 644.6㎡
 - 建築年 昭和63年
 - 宿泊定員 48人
 - 施設内容
 - ア 宿泊室 洋室4部屋（32人）、和室2部屋（16人）
 - イ その他 第1集会室（50人）、第2集会室（30人）、打ち合わせ室、食堂、厨房（自炊室）、浴室・トイレ（各2か所）等
- 6 実績等 本募集要項「参考資料3 施設の利用状況及び利用料金収入実績」をご参照ください。

第3 指定管理者が行う業務等

1 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、徳島市立青少年交流プラザ条例（以下「条例」という。）第5条（本募集要項「参考資料1 関係条例」）に規定するとおりです。

なお、業務の範囲や基準などの詳細については、「徳島市立青少年交流プラザ指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）をご参照ください。

徳島市立青少年交流プラザ条例第5条に基づく業務

（指定管理者が行う業務）

青少年交流プラザの利用承諾に関する業務

青少年交流プラザの維持管理に関する業務

前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 管理の基準

青少年交流プラザの休館日、供用時間等については、条例及び徳島市立青少年交流プラザ条例施行規則において、定められています。

その詳細を含め、その他遵守していただく事項等については、仕様書に示していますので、ご参照ください。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

指定管理者の指定については、徳島市議会（以下「議会」という。）での議決により、正式に確定することとなります。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

また、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 モニタリング・評価等

指定管理者により施設が適正に管理運営されているかどうかを確認するために、事業報告及びモニタリング・評価等を実施します。

詳細については、仕様書をご参照ください。

第4 管理運営に要する経費等

指定管理者は、徳島市（以下「市」という。）が支払う指定管理料のほか、施設の利用料金収入等をもって、青少年交流プラザの管理運営を行うものとします。

なお、自主事業を除く過去の管理運営経費の実績については、本募集要項「参考資料4 管理運営費の状況」をご参照ください。

1 指定管理料

指定管理料の提案

市は、青少年交流プラザの管理運営を行うために必要な経費として、指定管理者に対して、指定管理料を支払うこととします。教育委員会は、指定管理料について、これまでの実績等を基に、一定の基準額を次のとおり設定しています。

指定管理料基準額（年額）： 16,827,000円（税込）

申請団体は、経費の節減等について民間事業者のノウハウを活かして、この基準額を目安に指定管理料の提案をしてください。また、指定管理料基準額を上回る提案をした場合は失格となりますので、ご注意ください。

なお、指定管理料は、指定管理者の指定後に、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された指定管理料の額を基本として、教育委員会と指定管理者が協議を行い、最終的に、双方の間で締結する協定書により決定します。

そのため、指定管理料基準額とは異なりますので、ご注意ください。

指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、四半期に分割して支払います。支払時期や方法等の詳細は、年度ごとに締結する年度協定により定めます。

2 利用料金

利用料金制の採用

青少年交流プラザの宿泊施設及び集会室は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用しています。

従って、これらの利用料金収入は、条例第9条第4項の規定に基づき、全額指定管理者の収入として収受できます。

ただし、指定開始日までに従前の指定管理者が徴収した指定開始日以後の利用に係る利用料金収入については、従前の指定管理者の収入とします。

なお、過去の利用者数及び利用料金については、本募集要項「参考資料3 施設の利用状況及び利用料金収入実績」をご参照ください。

利用料金の額

利用料金の額は、条例第9条第2項の規定に基づき、条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、定めることとします。

なお、この場合、一定の周知期間を設けて、適切な告知に努めてください。

利用料金の減免等

指定管理者は、条例第11条の規定に基づき、利用料金を減額又は免除する場合は、利用料金減免規定（本募集要項「参考資料5 利用料金減免規定」）に従って、行ってください。

過去の利用料金の減免実績は、（本募集要項「参考資料5 利用料金減免実績」）をご参照ください。

徳島市立青少年交流プラザ条例

(利用料金)

第9条 第7条第1項の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に青少年交流プラザの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、第7条第1項の承諾の際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表（第9条関係）

1 宿泊施設利用料金

区分		利用料金の額
青少年	幼児	無料
	幼児以外の者	1人1泊につき 440円
一般		1人1泊につき 880円

2 集会室利用料金

区分	午前	昼間	夜間	午前 昼間	昼間 夜間	全日	超過料金
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
青少年団体	円 450	円 450	円 450	円 900	円 900	円 1,350	円 150
一般団体	円 900	円 900	円 900	円 1,800	円 1,800	円 2,700	円 300

3 その他の収入

提案事業収入

提案事業により得た収入は指定管理者の収入とします。

提案事業の詳細については、別添仕様書「第3 - 1 - - イ 提案事業」をご参照ください。

自主事業収入

自主事業により得た収入は指定管理者の収入とします。

自主事業の詳細については、別添仕様書「第3 - 1 - - ウ 自主事業」をご参照ください。

自動販売機等収入

自動販売機等を設置する場合は、別添仕様書「第3 - 2 - - イ 施設の目的外使用」をご確認ください。

4 経理等

指定管理者は、以下の事項を遵守して、青少年交流プラザの経理を適正に行ってください。

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して行ってください。

指定管理業務に係る会計とその他の業務（法人の固有業務等）に係る会計を区分し、指定管理業務に係る経費と収入は、専用の口座で管理してください。

また、次の内容ごとに独立して帳簿等の管理を行ってください。

ア 収入

- (ア) 指定管理料
- (イ) 利用料金収入
- (ウ) 提案事業及び自主事業収入
- (エ) その他の収入

イ 支出

- (ア) 施設の管理運営経費（人件費・維持管理費等）
- (イ) 提案事業及び自主事業に係る経費

指定管理者は、経理規程を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理してください。

指定期間満了後、帳簿については10年間、会計証拠書類については5年間保管することとし、帳簿及び会計証拠書類について、市及び教育委員会（以下「市等」という。）が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

第5 申請の手続等

1 指定管理者選定スケジュール

選定スケジュールは、以下を予定しています。

募集要項等の公開・配布	令和6年8月1日(木)～9月17日(火)
現地説明会の受付	令和6年8月1日(木)～8月16日(金)
現地説明会	令和6年8月19日(月)
質問の受付	令和6年8月19日(月)～8月30日(金)
質問への回答(ホームページ)	随時
申請書類の受付	令和6年9月2日(月)～9月17日(火)
審査選定	令和6年10月上旬～中旬
選定結果の通知及び公表 (ホームページ)	令和6年11月1日(金)
議会での指定議案の議決	令和6年12月下旬
指定管理者の指定	
ア 指定の通知	令和6年12月下旬(議会議決後)
イ 指定の告示	令和6年12月下旬(議会閉会日以降)
ウ 指定の公表(ホームページ)	令和6年12月下旬(告示日と同一)
基本協定の締結等	令和7年1月～

指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議会承認が得られて正式決定となります。ただし、議会の議決を得られない場合は、指定されません。

2 申請資格等

申請資格

申請団体は、次の全ての要件を満たさなければなりません。

- ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、個人での申請はできません。ただし、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問いません。
- イ 指定期間中、青少年交流プラザを安全かつ安定的に管理運営できる資格、財政能力等を有する者
- ウ 青少年交流プラザ運営に意欲と熱意を持ち、募集要項及び仕様書(以下「募集要項等」という。)に定める業務を確実かつ円滑に遂行できる能力を有する者
- エ 緊急時に、迅速な対応が確実に果たせる者

欠格事項

法人等又はその代表者が、次の欠格事項のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者及び徳島市又は徳島県が行う競争入札等に係る指名停止措置を受けている者
- エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを2年以内に受けたことがある者
- オ 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第3条第2項の規定に抵触する者
- カ 国税、地方税又は延滞金を滞納している者
- キ 会社更生法、民事再生法又は破産法等の規定に基づく更正手続き、再生手続き又は破産手続きをしている者
- ク 労働基準法等労働者使用関連法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分を受けてから5年を経過しない者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある者
- コ 代表者又は役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 刑法の規定に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで控訴を提起された日から2年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団の構成員等
 - (エ) 選定委員会委員
- サ その他、法令等に違反していないこと。

暴力団等の関与については、提出された申請書類に基づき、警察との連携による必要な調査を行いますので、予めご了承ください。

複数の法人等の共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同体（以下「グループ」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

- ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定してください。また、応募に関する事務はすべて当該グループの代表団体を通じて行うこととし、教育委員会が当該代表団体に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなします。
- イ 申請書提出後に、代表団体、構成員の全部又は一部を変更することは、原則として認めません。ただし、特別な事情により、教育委員会がやむを得ないと認められた場合は、この限りではありません（その際は、変更に係る必要書類の提出が必

要になります。)。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請団体（グループ）の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

エ グループが「申請資格」の要件を満たすとともに、代表団体及び構成員が、「欠格事項」のいずれにも該当しないことが申請の条件となり、条件を満たしていない場合は失格となります。

オ 本要項「第5 - 6 - - イ 申請団体に関する書類」は、全ての構成員について提出してください。また、グループで新たに法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記現在事項証明書又はそれに代わる書類を提出してください。

3 募集要項等の配布

配布期間 令和6年8月1日（木）から9月17日（火）まで
ただし、土・日・祝日は除きます。

配布時間 午前8時30分から午後5時まで

配布場所 徳島市役所本庁舎11階 徳島市教育委員会社会教育課

その他 郵送による配布は行いませんが、徳島市ホームページからダウンロードできます。

また、募集要項等の内容が変更された場合、その内容をホームページに掲載しますが、個別の通知は行いませんので、ご注意ください。

(https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/machi_keikaku/publicfacility/shitei_kanri/sentei/sentei2024/plaza_boshu.html)

4 現地説明会の開催

開催日時 令和6年8月19日（月）午後2時から

集合場所 徳島市立青少年交流プラザ 集会室

参加資格等

本募集要項「第5 - 2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者としてします。人数は、1法人等又は1グループにつき、2名までとします。

参加申込

「現地説明会参加申込書」（別紙1）により、必要事項を記入の上、郵送、電子メール、ファックスのいずれかで、徳島市教育委員会社会教育課までお送りください（電話での申込はできませんので、ご注意ください。 ）。

なお、未着を防止するため、事後の着信確認をしていただくようお願いいたします。

【申込受付期間】

令和6年8月1日（木）から8月16日（金）まで（必着）

内容

現地の見学及び概要説明等を行います。ただし、現地では質問を受け付けず、質問については、次項「第5 - 5 募集内容等に関する質問」の方法により受け付けることとします。

その他

指定管理者の指定を申請しようとしている法人等は、申請に係る注意点等について詳細を説明する必要があるため、現地説明会にできる限り参加してください。

また、事前に配布（ダウンロード）した資料等は、当日各自でご持参ください。

5 募集内容等に関する質問

受付期間

令和6年8月19日（月）から8月30日（金）午後5時まで（必着）

質問方法

質問書（別紙2）により、郵送、電子メール、ファックスのいずれかで、徳島市教育委員会社会教育課までお送りください。受付期間以外の質問又は正規の手続によらない質問（電話等）には回答できませんのでご注意ください。

質問者は、本募集要項「第5 - 2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者としてします。

なお、未着を防止するため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市のホームページで回答する予定です。なお、意見の表明と解されるもの、現地説明会で説明済みのもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しない場合があります。

6 申請書類の提出等

申請書類の受付

ア 受付期間 令和6年9月2日（月）から9月17日（火）まで

ただし、土・日・祝日は除きます。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 受付場所 徳島市役所11階 徳島市教育委員会社会教育課

エ 受付方法 申請書類一式を持参により提出してください。郵送、電子メール、ファックス等での受付はいたしませんので、ご注意ください。

申請書類

提出する申請書類一式は、以下のとおりとします。証明書については、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

なお、作成に当たっては別添徳島市立青少年交流プラザ指定管理者様式集「申

請書類の作成要領」をご参照ください。

ア 申請書関係

- (ア) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 1）
- (イ) 委任状（申請者が本社等から委任された場合）・・・・・・・・（様式 2）
- (ウ) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 3）
グループによる応募の場合は、併せて次の書類を提出してください。
- (エ) グループ構成団体届・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 4）
- (オ) グループ協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 5）
- (カ) 委任状（グループ用）・・・・・・・・・・・・・・（様式 6）

イ 申請団体に関する書類

- (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 7）
- (イ) 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 8）
- (ウ) 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・（様式 9）
- (エ) 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類
- (オ) 法人登記現在事項証明書及び印鑑証明書又はこれらに類するもの
- (カ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近事業年度 3 年分の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの（様式任意）
- (キ) 過去 3 年分の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（様式任意）
- (ク) 直近事業年度 3 年分の国税及び地方税の納税証明書
非課税又は納税を免除された法人等にあつては、非課税であること又は納税を免除されたことについての証明書又は申立書（様式任意）を提出してください。
(カ)(キ)(ク)について、設立から 3 年を経過していない法人等の場合は、設立時からの書類を提出してください。
- (ケ) その他団体の概要がわかるもの（設立趣旨、事業のパンフレット等）

ウ 提案書類

- (ア) 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 10 - 1 ~ 10 - 11）
- (イ) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式 11）

提出部数

提出部数は、正本 1 部、副本 14 部とします。

申請書類の取扱等

ア 著作権

- (ア) 教育委員会が提示する書類の著作権は、教育委員会に帰属します。これらの

書類を、申請に係る検討以外の目的で利用すること及びこの目的の範囲であっても、教育委員会の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示又は使用させることを禁止します。

- (イ) 申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。ただし、教育委員会は指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の公表等その他教育委員会が必要と認めるときは、申請団体の承諾を得ず、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

ウ 変更等の禁止

提出した申請書類は、申請受付期間内であっても、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできません。ただし、教育委員会が、内容の訂正を求める場合及び軽微な内容の訂正と認める場合を除きます。

エ 返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配布することがあります。
また、提出された申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

オ 情報公開

申請書類は、情報公開請求があった場合は、徳島市情報公開条例の規定に基づき、原則として開示します。なお、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、公開しない場合がありますので、その場合は、事前に教育委員会に届け出て、相談してください。

7 申請に当たっての留意事項

申請に要した費用は、すべて申請者の負担とします。

申請書類に不備があった場合は、申請を受け付けられないのでご注意ください。
教育委員会が審査等に必要と認めるときは、申請書類を補足するための追加資料の提出を求める場合があります。

申請は、1団体（グループ）につき1申請とし、複数の申請を行うことはできません。また、同一人が複数の提案に関係することはできません。

地方自治法、指定手続条例、条例その他青少年交流プラザの管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。

申請団体は、募集要項等を熟読し、これらを遵守しなければならないこと及び申請時の提案内容は必ず履行しなければならないことを承知の上で申請してください。

また、申請団体は、募集要項等についての不知を理由に異議を申し立てることはできません。

指定管理者は、法人税等の納税義務を負うことがありますが、納税に関する質問は教育委員会では回答できませんので、管轄の税務署等で確認してください。

災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、本要項等に定めたとおり実施することが困難な事態が生じた場合は、指定前に協議のうえ、必要な措置をとる場合があることを予めご承知おきください。

申請書類提出後に、辞退する場合は必ず、「指定管理者指定申請辞退届（様式12）」を提出してください。

第6 指定候補者の選定等

1 選定方法

指定候補者の選定は、指定手続条例第4条の規定に基づき、教育委員会が公募型プロポーザル方式により行います。

指定候補者の選定に当たっては、外部の学識経験者等から構成される選定委員会を設置し、選定委員会による審査を経て、総合評価点の最も高い団体を選定します。

また、申請団体が1団体の場合においても、選定委員会を開催し、指定候補者としての適否を判断するものとします。

選定委員会

選定委員会は、選定過程における透明性を高め、客観的な観点から公正・公平に選定するため、外部委員（学識経験者など有識者）3人、内部委員（副市長等）2人の合計5人で構成されています。選定委員会の会議については、指定手続条例第4条の2第3項の規定により非公開とします。

審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

選定委員会の第一次審査においては、申請書類による申請資格、提案内容等についての審査を行います。

審査の結果、本要項「第6-4 無効又は失格」に該当している場合、財務（経営）状況や提案内容等に重大な欠陥が認められる場合等は、失格となり、第二次審査に進むことができません。

イ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング等）

選定委員会の第二次審査においては、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、申請団体の提案内容についての説明を受け、指定管理者への意欲、ノウハ

ウ、実施体制、事業展開等について審査を行います。

また、併せてヒアリングを実施し、不明な部分について確認します。

最低基準点等の設定

施設の適正な管理運営と一定の水準を確保するため、教育委員会において最低基準点等を次のとおり設定することとし、いずれかに該当する場合は選定されません。

ア 総合評価点が総配点の60%に満たないとき

イ 「徳島市立青少年交流プラザ指定管理者審査基準」（別紙3）における5つの「審査項目」のうち、いずれかが無得点（0点）のとき

2 審査日程

審査は、令和6年10月上旬から10月中旬を予定しています。

選定委員会の開催日時、場所、実施方法等は、各申請団体に別途通知します。

3 審査基準

審査は、以下の審査項目ごとに評価を行い、これらの評点を合計したものが、団体の総合評価点となります。

なお、審査の視点など詳細については、「徳島市立青少年交流プラザ指定管理者審査基準」（別紙3）をご参照ください。

施設の管理運営方針

ア 基本方針

イ 管理運営体制

ウ モニタリング・評価

事業の実施計画

ア 事業の実施

イ 他団体との連携

ウ 提案事業等（提案事業及び自主事業）

収支計画及び経費の削減

安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況

その他

ア 管理運営者の責務

イ 地域・社会への貢献

4 無効又は失格

申請者が次の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

なお、グループによる申請の場合、その構成員のいずれかが次の事項に該当した

場合も、無効又は失格となるのでご注意ください。

また、指定候補者として選定後に、次の事項に該当することが発覚した場合も、同様とし、指定管理者に指定しないこととなります。

申請書類の内容が次の項目に該当するとき

- ア 虚偽の内容が記載されたもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 関係法令に違反する記載があるもの
- エ 募集要項等に違反し、又は著しく逸脱した提案になっているもの
- オ 利用者の平等な利用が確保されない提案になっているもの

申請資格を満たしていないことが判明したとき

欠格事項に該当していることが判明したとき

重複申請が判明したとき

著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことがふさわしくないと教育委員会が認めたとき

選定委員会委員、本市職員並びに関係者に対して、当該申請に係る不正な接触の事実が認められたとき、又は、選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき

他団体の申請を妨害したとき

その他不正行為があったと教育委員会が認めたとき

5 指定候補者の選定

教育委員会は、選定委員会から選定結果の報告を受け、最も評価の点数が高く、最低基準点等を満たす申請団体を優先交渉権者として、両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行い選定します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知

指定候補者の選定結果は、審査を受けた全ての申請団体に対して文書により通知します。なお、通知の時期は令和6年11月1日（金）を予定しています。

選定結果の公表

指定候補者の選定結果は、市ホームページで公表いたします。

選定結果の公表に当たり、それぞれの団体の名称、得点等が明らかになることを、予めご承知おきください。

公表される具体的な項目は次のとおりです。

- ア 施設名称及び施設の概要

イ 指定候補者に選定した団体

(ア) 所在地

(イ) 団体名

(ウ) 代表者名

ウ 指定予定期間

エ 申請団体名（申請受付順）

オ 選定結果

(ア) 選定理由

(イ) 選定団体の総得点、項目別得点

(ウ) 非選定団体の総得点

ただし、非選定団体が特定される場合は総得点を公表しない場合もあります。

カ 選定委員会の委員の役職又は職種、氏名

第7 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定等

指定管理者の指定

指定管理者の指定には、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要です。したがって、教育委員会は、指定候補者を選定した後、指定管理者の指定に関する議案を議会へ上程します。その後、議会の議決を得てから、指定管理者の指定を行うこととします。

なお、災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、募集要項等に定めたとおり実施することが困難な事態が生じた場合は、指定前に協議のうえ、必要な措置をとる場合があります。

議会の議決を得られない場合

指定管理者の指定について、議会の議決を得られない場合は、指定管理者として指定されません。

この場合において、市等は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより指定候補者に生じた損害を負担しません。

指定管理者の指定後の対応

指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行います。

ただし、指定管理者の指定を受けた団体が、次の事項に該当するときは、指定を取り消す場合があります。この場合においても、教育委員会は、指定管理者に生じた損害を負担しません。

- ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- イ 本要項「第6 - 4 無効又は失格」に該当していることが発覚したとき
- ウ 指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなったとき
- エ その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

2 協定の締結

協定の考え方

教育委員会と指定管理者が、指定管理者の指定後に詳細事項について協議した内容に基づき、青少年交流プラザの管理運営に関して必要な事項について定める基本協定を締結します。

この場合、必要に応じて指定管理者の提案に対して、提案内容の趣旨に変更のない範囲において、修正を求めることができるものとし、指定管理者は、特別な理由がない限り、この求めに応じなければなりません。

また、基本協定の締結後、年度ごとの指定管理料の支払に関する事項（支払時期や方法等）等を定める単年度における年度協定を締結します。

協定の内容

協定の内容は、主に次の事項について、細目的に定めることとする予定です。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 施設の管理経費に関する事項
- ウ 管理運営業務の内容及び方法等に関する事項
- エ 事業計画、事業報告、教育委員会との連絡調整等に関する事項
- オ 指定管理者の自主事業等に関する事項
- カ モニタリング等に関する事項
- キ 教育委員会と指定管理者の責任区分、費用負担、損害賠償に関する事項
- ク 管理運営業務の引継に関する事項
- ケ 指定の取消及び管理運営業務の停止に関する事項
- コ 機密保持、個人情報保護に関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ その他教育委員会が必要と認める事項

疑義等

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合は、法令、条例、募集要項等に定めのある場合は、それらに従います。定めがない場合は、教育委員会と指定管理者が協議の上、定めることとします。

第8 指定管理者の変更等

1 引継業務

管理運営業務開始までに必要な引継について

管理運営業務開始までに、管理運営業務を円滑かつ確実に行えるように、次の事項に留意して、引継を受け、準備を行ってください。

ア 教育委員会と十分に協議を行うとともに、現指定管理者から漏れなく引継を受けること。

イ 管理運営業務の実施に必要な管理運営体制を構築するとともに、各業務の習得のために必要な教育、研修等を行うこと。

ウ その他必要書類の作成等業務開始のために必要な準備を行うこと。

次期指定管理者への業務の引継について

次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように十分な引継期間を確保し、指定期間満了前までに、管理運営業務の実施に必要な事項を記載した事務引継書を作成し、必要な引継を漏れなく行ってください。ただし、継続して指定管理者に指定された場合はこの限りではありません。

留意点

ア 現指定管理者及び次期指定管理者は、業務の引継が適切に完了したことを示す報告書を、書面により教育委員会に提出してください。

イ 引継に係る費用は、現指定管理者及び次期指定管理者それぞれの負担とします。

2 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、市が貸与した施設、設備、備品等を、指定期間開始時に貸与した際の状態のまま返還するものとします（ただし、経年劣化により変化した場合は復元を要しません。）。

指定管理者は、施設、設備、備品等を毀損滅失したときは、教育委員会の指示するところにより、それらを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないものとしてします。

指定管理者は、施設又は設備の原状を変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会と協議の上、承認を得ることとし、その場合、当該指定管理者の指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、指定管理者の費用及び責任において、教育委員会が承認した事項を除き、原状に回復して返還するものとします。

3 指定管理者の指定の取消等

指定管理者の指定の取消等

教育委員会は、指定管理者が次の事項に該当すると認めた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業

務の全部又は一部の停止を命じることができます。

- ア 指定管理者が、指定管理者の指定後に、本要項「第6 - 4 無効又は失格」に該当することが発覚した場合。
- イ 本業務の実施に際し、不正行為があった場合。
- ウ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合。
- エ 指定管理者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、業務の遂行が確実にないと認められる場合。
- オ 指定管理者が教育委員会に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく調査を妨げ若しくは指示に従わない場合。
- カ 指定管理者が法令及び協定の規定に違反した場合。
- キ 募集要項等及び協定書に定める事項を履行しない場合。
- ク 募集要項等に示す管理運営水準を満たしていないと認められる場合（この場合の詳細は別添仕様書「第4 - 3 業務不履行時の手続」を参照。）。
- ケ 指定管理者から指定の取消の申出があり、その理由が妥当なものであると認められる場合。
- コ その他教育委員会が、指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認める場合。

不可抗力等

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。協議の結果、教育委員会が業務の継続が困難と判断した場合又は一定期間内に協議が伴わない場合、教育委員会は、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

指定の取消時等の留意事項

- ア 指定管理者に生じた損害に対し、市等は賠償責任を負いません。また、指定の取消等に伴う市等の損害について、市等は、指定管理者に損害賠償を請求するものとします。
- イ 指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく青少年交流プラザの管理運営業務を遂行できるよう本要項「第8 - 1 引継業務」に定める引継を行うものとします。

第9 問い合わせ先

徳島市教育委員会社会教育課管理係 担当：堤

〒770 8571 徳島県徳島市幸町2 - 5

電話 088 621 5566 ファックス 088 624 2577

電子メール shakai_kyoiku@city-tokushima.i-tokushima.jp

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

徳島市教育委員会 殿

(申込者) 所在地
法人等名称
代表者氏名

「徳島市立青少年交流プラザ指定管理者募集」に係る現地説明会の参加について、次のとおり参加を申し込みます。

参加者の所属及び氏名

所 属	氏 名

担当者連絡先

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	

注 1 グループの場合の申込は、グループの代表団体が行うこととします。

また、グループの代表団体はできる限り出席してください。

注 2 現地説明会への参加人数は、1法人等または1グループにつき、2名までとします。

質 問 書

令和 年 月 日

徳島市教育委員会 殿

(質問者) 所在地
法人等名称
担当者氏名
(連絡先) 電話番号
ファックス番号
メールアドレス

徳島市立青少年交流プラザ指定管理者の募集内容等に関して、次のとおり質問書を提出します。

区分		頁		表題	
質 問 事 項					

- 注 1 区分欄に質問対象の名称（募集要項、仕様書等）を記載してください。
- 注 2 質問事項は本様式 1 枚につき 1 項目として簡潔かつ明確に記載してください。
- 注 3 質問事項が複数の場合は、右上に通しの質問番号を明記してください。

徳島市立青少年交流プラザ指定管理者 審査基準

審査項目		様式	審査の視点	配点
施設の管理運営方針	基本方針	10-1	施設の管理運営に対する基本的な考え方が、本施設の設置目的や教育委員会が掲げる施策等を的確に把握した内容であるか。	10
	管理運営体制	10-2	管理運営業務の遂行において、仕様書等で示す業務を確実にかつ効果的に推進できる人材及び人員を配置できているか。	10
			管理運営体制(職員の人的構成・配置、資格の有無等)が、本施設の安定的な管理運営や安全の確保など、利用者への対応が十分にできるものとなっているか。	10
			安定的な人材の確保(職員が安心かつ継続して勤務できる労働環境の整備)及び人材育成(職員の資質向上のための職員研修など)のための方策が提案されているか。	10
	モニタリング・評価	10-3	管理運営業務について、利用者ニーズの把握、課題抽出及びセルフモニタリングの方法からフィードバックまでの効果的な仕組みの提案がされているか。	10
				/ 50
事業の実施計画	事業の実施	10-4	事業計画が、本施設の設置目的に沿うものであり、管理運営水準を満たすなど仕様書と適合しているか。	10
			事業計画が、本施設の特性や立地を反映したものであり、利用促進や市民サービスの向上を期待できるものとなっているか。	10
			事業計画が、本施設の有効利用及び社会教育活動の振興に資するとともに、実現可能な計画となっているか。	10
			事業計画が、市民の平等利用を確保するとともに青少年の健全育成に資するなど公益性の高いものとなっているか。	10
	他団体との連携	10-5	管理運営業務を行うに当たり、効率のかつ効果的な事業の推進のために、他団体(学校・地域団体・周辺施設等)との連携について、適切な提案がされているか。	10
	提案事業等(提案事業及び自主事業)	10-6	提案事業及び自主事業の内容が、本施設の設置目的に沿うものであり、利用者のニーズに応えられる公益性の高いものとなっているか。	10
				/ 60
収支計画及び経費の削減		10-4 10-6 10-7 11	収支計画の積算は、明確かつ適切なものであり、透明性の高い収支計画となっているか。	10
			施設の維持管理業務及び住民サービスの質が低下することのない無理のない収支計画となっているか。	10
			事業計画や提案事業及び自主事業の実施に当たり、支障のない収支計画となっているか。	10
			指定期間内において、経費の節減が期待できるなど、経費を最小限にするための取組は適切であるか。	10
				/ 40
安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況		募集要項に示す「申請団体に関する書類」	十分な財政的基盤と安定した経営状況の実績があり、高い公益性を有しているか。	10
			本施設と同種の施設における管理運営の実績等があるなど、管理運営業務を遂行する能力があると認められるか。	10
			職員は、本施設及び本業務に関する知識と経験を有しているか。	10
				/ 30
その他	管理運営者の責務	10-8 10-9	個人情報保護、危機管理などについて、仕様書の内容及び施設の管理運営者としての責務を果たすものとなっているか。	10
	地域・社会への貢献	10-10	地域・社会への貢献及び環境への配慮について、具体的な計画を有しているか。	10
				/ 20
合計				/ 200

徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）に係る法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
 - (2) 申請することができる団体の資格
 - (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
 - (4) 選定の方法及び基準
 - (5) 管理の基準
 - (6) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び具体的内容
 - (7) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
 - (8) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
- (指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。ただし、市長等が理由があると認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 団体の組織及び財務の状況を記載した書類
- (2) 管理に係る事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長又は議会の議員が、その無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人となっている法人（市長にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）については、同項の申請（以下「申請」という。）をすることができない。

参考資料 1

(指定候補者の選定)

第 4 条 市長等は、申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らして総合的に審査し、公の施設の管理を行うことについて最も適当と認める団体を指定管理者となるべき候補者（以下「指定候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること。
- (4) 収支計画書の内容が、公の施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、指定候補者選定委員会に諮問しなければならない。

3 市長等は、第 1 項の規定による選定をしたときは、速やかに、その結果を当該申請をした団体に通知しなければならない。

4 市長等は、第 1 項の規定により指定候補者を選定した後、第 6 条第 1 項の規定による指定をするまでの間において、当該指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申請をした団体（当該指定候補者を除く。）であって第 1 項各号の基準に該当するもののうちから、再度、同項の規定により指定候補者を選定することができる。

(指定候補者選定委員会)

第 4 条の 2 指定候補者の選定について審査するため、指定候補者選定委員会を置く。

2 指定候補者選定委員会は、公募を行う公の施設ごとに置くものとする。ただし、公の施設の性質、目的等を勘案して市長等が必要と認めるときは、一の指定候補者選定委員会に複数の公の施設に係る指定候補者の選定について審査させることができる。

3 指定候補者選定委員会の会議は、公開しない。

4 前 3 項に定めるもののほか、指定候補者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(指定候補者の選定の特例)

第 5 条 市長等は、第 2 条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、公募によらないで、第 4 条第 1 項各号の基準に該当する団体であって適当と認めるものを指定候補者として選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的の効果的な達成のために地域住民による自主的な管理運営が必要と認められるとき。

参考資料 1

(2) 申請期間中に申請がなかったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認めるとき。

2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定するときは、あらかじめ当該団体に対し、第 3 条第 1 項に規定する申請書、同項各号に規定する書類その他の書類で市長等が必要と認めるものの提出を求めるものとする。

(指定管理者の指定等)

第 6 条 市長等は、指定候補者について、法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決があったときは、当該指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第 7 条 指定管理者は、本市と次に掲げる事項について、公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(1) 第 3 条第 1 項第 2 号の事業計画書に記載された事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 本市が支払うべき管理に要する経費に関する事項

(4) 利用者等に係る個人情報の保護に関する事項

(5) 事業報告に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、年度が終了したとき又は年度の途中において指定を取り消されたときは、市長等が定める期日までに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施状況

(2) 利用状況及び使用料又は利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による公の施設の管理の実態を把握するために、市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第 9 条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

参考資料 1

(地位の承継等)

第9条の2 指定管理者の指定を受けた団体について、合併、分割その他これらに類する行為があったときは、合併後存続する団体、合併により設立された団体又は分割若しくは合併若しくは分割に類する行為により当該公の施設の管理の業務に関する権利義務の全部を承継した団体は、当該指定管理者としての地位を承継する。

2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定により、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人に移行した団体であって、当該公の施設の管理の業務に関する権利義務の全部を承継した団体について準用する。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が第9条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前条の規定により指定管理者としての地位を承継した団体について、当該公の施設の管理を行うことが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 市長等は、前2項の規定により指定を取り消した場合又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合（以下「指定取消し等の場合」という。）は、その旨を告示しなければならない。

4 本市は、指定取消し等の場合に生じた損害については、指定管理者に対し、その賠償の責め（求償に対する支払の責めを含む。）を負わない。

(市長等による管理)

第11条 市長等は、指定取消し等の場合又はやむを得ない事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により市長等が管理の業務を行うこととした公の施設において、指定管理者に利用料金を徴収させることとしていた場合においては、当該公の施設に係る条例に定める利用料金の額の上限の範囲内で市長が定める額（当該条例で利用料金の額が定められている場合にあつては、当該利用料金の額）を使用料として徴収する。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき又は特別の事由があると認めるときは、前項の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。

4 第2項の規定により徴収した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認

参考資料 1

めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 5 市長等は、第 1 項の規定により管理の業務を行うこととした場合若しくは同項の規定により行っている業務を行わないこととした場合又は第 2 項の規定により使用料の額を定めた場合は、その旨を告示しなければならない。

(原状回復の義務)

- 第 1 2 条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定を取り消されたときは、速やかに、その管理を行わなくなった公の施設の施設及び設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

- 第 1 3 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由によるものであると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

- 第 1 4 条 指定管理者若しくは公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に規定する事項を遵守するとともに、公の施設の管理に関し知り得た秘密を他人に漏らし、又は当該公の施設の管理以外の目的に利用してはならない。

(情報公開)

- 第 1 5 条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(有限責任事業組合に関する読替え等)

- 第 1 5 条の 2 第 3 条第 2 項の規定は、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成 1 7 年法律第 4 0 号）第 2 条に規定する有限責任事業組合をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、同項中「市長又は」とあるのは「市長若しくは議会の議員又は市長若しくは」と、「その」とあるのは「その」と、「又は支配人」とあるのは「若しくは支配人」と、「について」とあるのは「が組合員である第 1 5 条の 2 第 1 項に規定する有限責任事業組合について」とする。

- 2 第 1 0 条第 2 項の規定は、有限責任事業組合契約に関する法律の規定により、組合員が新たに加わり、又は脱退した有限責任事業組合について準用する。

(委任)

- 第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

徳島市立青少年交流プラザ条例

(設置)

第1条 本市は、団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、広く市民の交流を図るための施設として、青少年交流プラザを設置する。

2 青少年交流プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 徳島市立青少年交流プラザ

位置 徳島市論田町中開47番地

(定義)

第2条 この条例において「青少年」とは、満25歳未満の者をいう。

(利用の制限)

第3条 徳島市立青少年交流プラザ(以下「青少年交流プラザ」という。)の施設のうち、宿泊施設及び集会室を利用できる者は、5人以上の団体であって、第1条の設置目的に従って青少年交流プラザを利用しようとする者とする。

(指定管理者による管理)

第4条 青少年交流プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年交流プラザの利用承諾に関する業務
- (2) 青少年交流プラザの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(休館日及び供用時間)

第6条 青少年交流プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときはその日以後において、直近の休日でない日)
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 青少年交流プラザの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、宿泊施設については、午後3時から翌日の午前9時までとする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

参考資料 1

(利用の承諾)

第7条 青少年交流プラザを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承諾に青少年交流プラザの管理上必要と認められる条件を付することができる。

(利用の承諾の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 青少年交流プラザの施設又は付属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。

(利用料金)

第9条 第7条第1項の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に青少年交流プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、第7条第1項の承諾の際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の不還付の原則)

第10条 既に納入した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(入場の拒否等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、青少年交流プラザへの入場を拒否し、又は青少年交流プラザからの退場を命ずることができる。

- (1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 感染性の疾患があると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者
- (4) その他青少年交流プラザの管理上支障があると認められる者

参考資料 1

(利用の承諾の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第 8 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) この条例、この条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、その利用が終わったとき又は前条の規定により利用の承諾の取消し等の処分を受けたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者の係員の点検を受けなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合は、指定管理者がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償等の義務)

第 15 条 施設等を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第 9 条関係)

(一部改正〔平成元年条例 13 号・9 年 7 号・17 年 22 号・19 年 17 号・25 年 35 号・28 年 19 号・31 年 14 号〕)

1 宿泊施設利用料金

区分		利用料金の額
青少年	幼児	無料
	幼児以外の者	1 人 1 泊につき 440 円
一般		1 人 1 泊につき 880 円

備考

- 1 「幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 2 「一般」とは、青少年以外の者をいう。
- 3 青少年団体 (利用の承諾を受けた団体の中に占める青少年の数が過半数である当該団体をいう。以下同じ。) の引率者で、一般である者の宿泊施設利用料金は、この表の規定にかかわらず、幼児以外の青少年について定めた利用料金の額とする。

参考資料 1

2 集会室利用料金

区分	午前	昼間	夜間	午前 昼間	昼間 夜間	全日	超過料金
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	超過時間 1 時間までごとにつき
青少年団体	円 450	円 450	円 450	円 900	円 900	円 1,350	円 150
一般団体	円 900	円 900	円 900	円 1,800	円 1,800	円 2,700	円 300

備考

- 1 「一般団体」とは、青少年団体以外の団体をいう。
- 2 宿泊施設利用者が集会室を利用する場合の集会室利用料金については、この表の規定にかかわらず、当該宿泊施設の利用承諾の期間内に限り、無料とする。

参考資料 1

徳島市立青少年交流プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島市立青少年交流プラザ条例（昭和63年徳島市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出及び受付)

第2条 条例第7条第1項の利用の承諾を受けようとする者は、徳島市立青少年交流プラザ利用承諾申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書の受付は、利用日（引き続き2日以上利用する場合はその初日）の前日から起算して90日前から7日前までとする。

3 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する申請書の受付開始日前であっても申請書を受付けることができるものとする。

(1) 徳島市又は徳島市教育委員会が主催又は共催する行事又は集会

(2) 指定管理者が特に必要があると認めた場合

(利用承諾書の交付)

第3条 指定管理者は、前条の申請書を受け、承諾したときは、徳島市立青少年交流プラザ利用承諾書を申請者に交付するものとする。

(利用の取消及び利用内容の変更)

第4条 利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）が徳島市立青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）を利用することができなくなったときは、前条に規定する利用承諾書を添えて、直ちにその旨を文書で指定管理者に届け出なければならない。

2 利用者が利用の承諾の内容を変更して青少年交流プラザを利用しようとするときは、再度、指定管理者の承諾を受けなければならない。この場合における承諾の手続きは、前2条の規定を準用する。

(利用日数の制限)

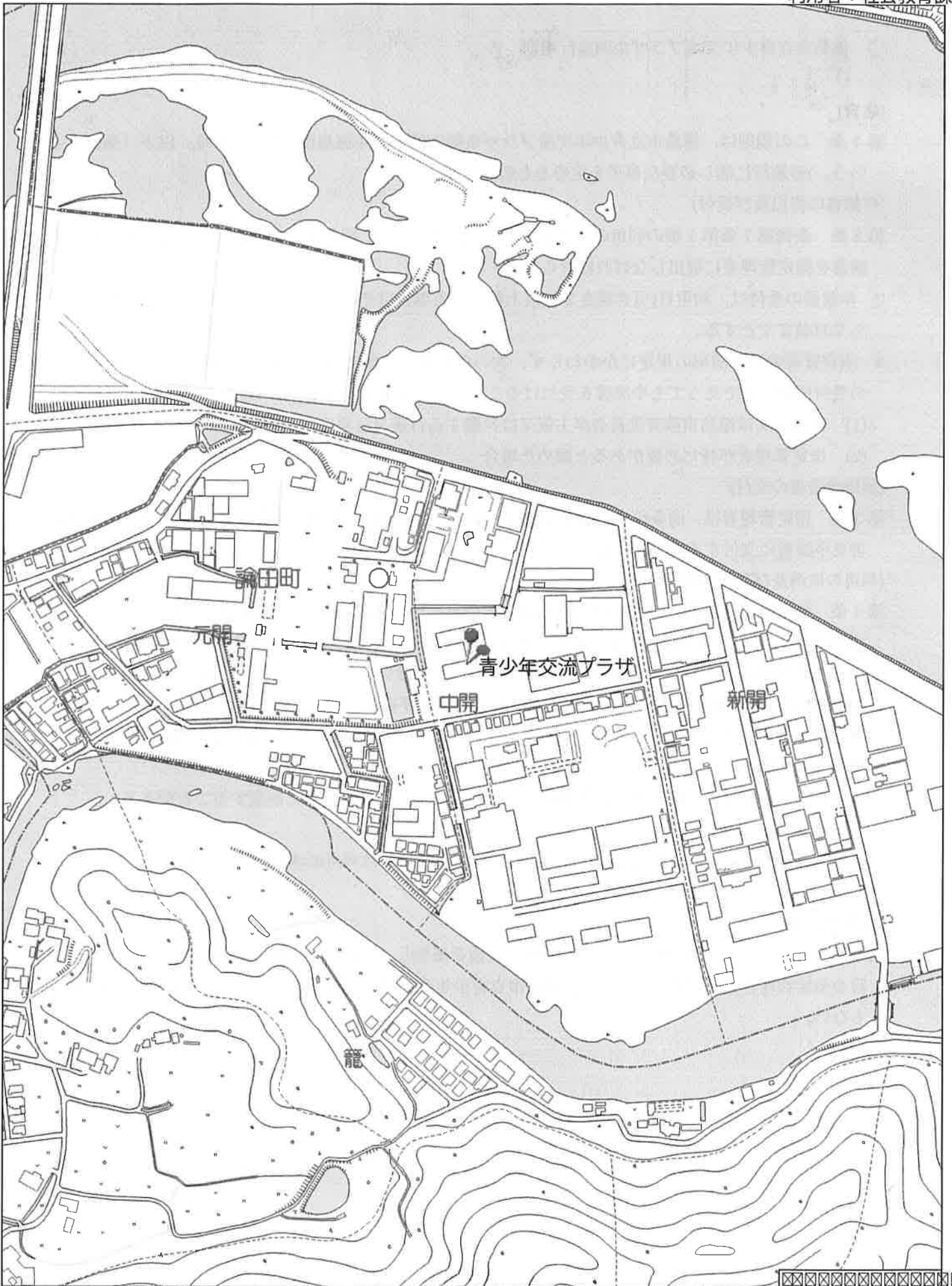
第5条 指定管理者は、同一申請者が連続して利用する日数を6日以内に制限することがある。

(利用権譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、その利用に関する権利を他人に譲渡し、又は利用の承諾を受けた施設を転貸してはならない。

(損傷等の届出)

第7条 青少年交流プラザの施設又はその付属設備を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出るとともに、徳島市立青少年交流プラザ施設等損傷等届を提出しなければならない。

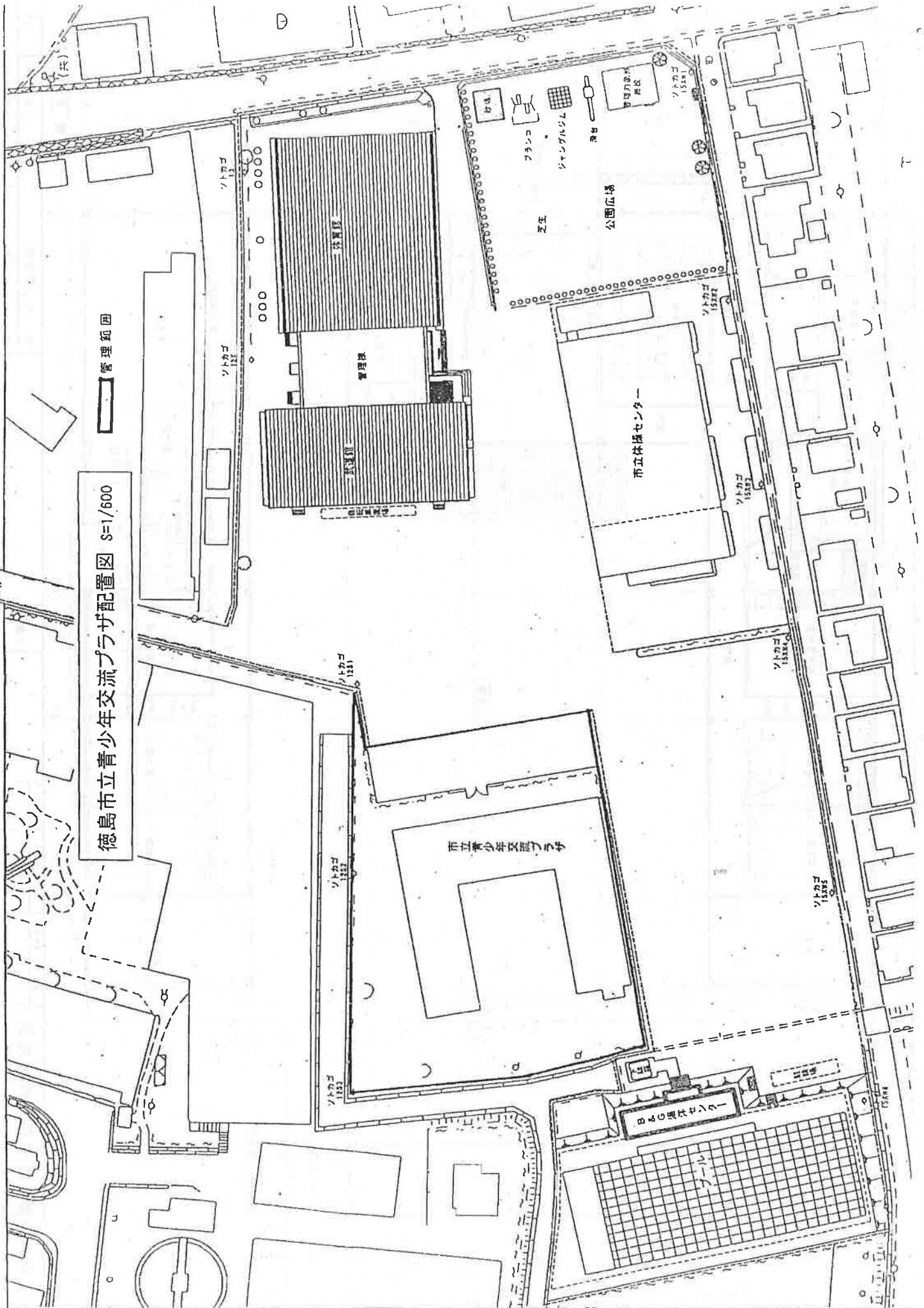


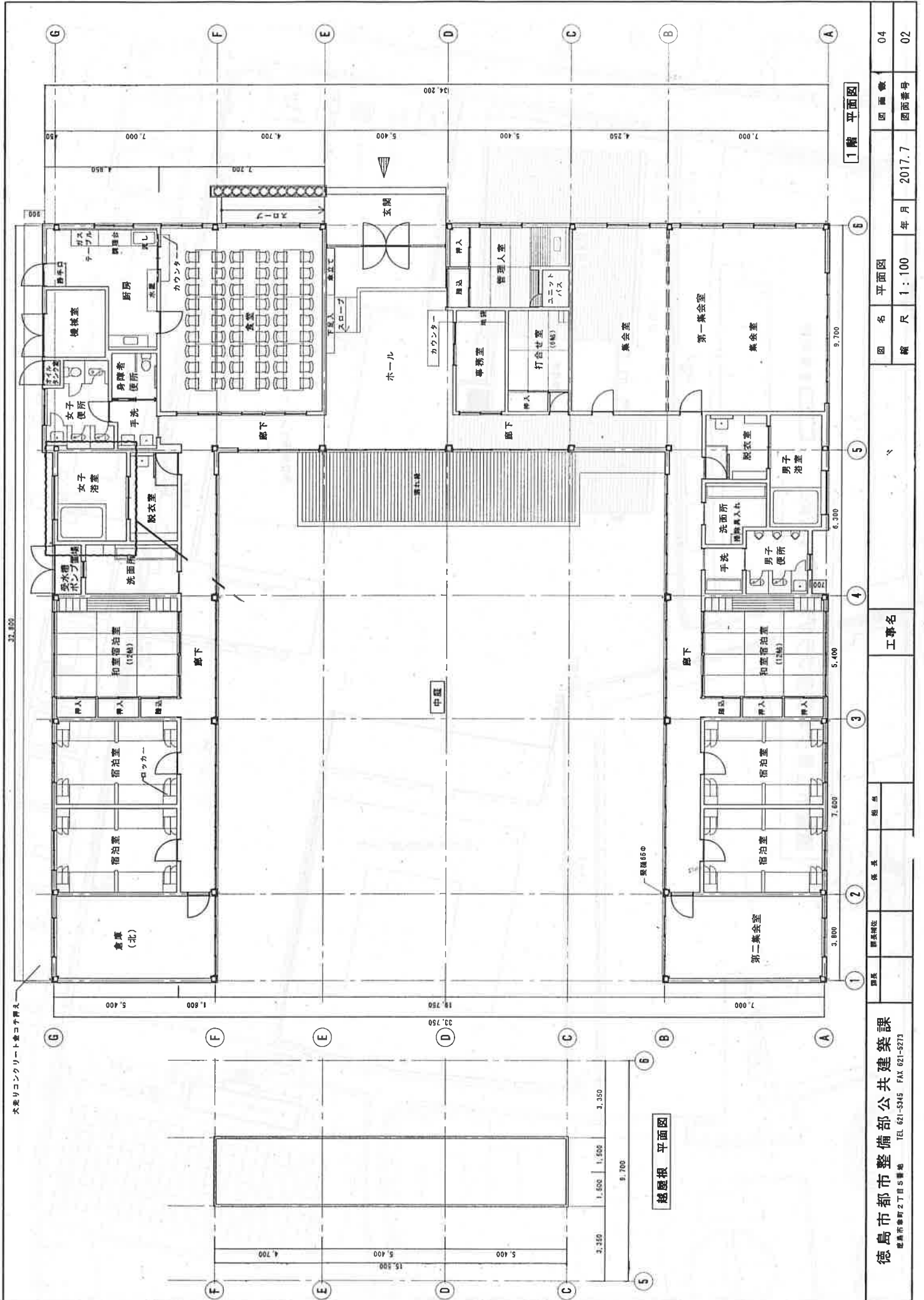
徳島市論田町中開付近

縮尺 1/4,000 120m

徳島市立青少年交流プラザ配置図 S=1/600

管理範囲





徳島市都市整備部公共建築課 徳島市番町2丁目5番地 TEL 621-5345 FAX 621-5273		図名 平面図		図番 04	
図尺 1:100		年月 2017.7		図番番号 02	
図紙	図紙補注	係長	組長	工事名	

施設の利用状況及び利用料金収入実績

施設の利用状況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数
宿泊室	21団体	330人	29団体	556人	52団体	998人	53団体	1,216人
集会室	352団体	3,817人	376団体	3,838人	508団体	5,500人	381団体	4,726人
計	373団体	4,147人	405団体	4,394人	560団体	6,498人	434団体	5,942人

利用料金額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊室	148,720円	256,080円	444,840円	537,240円
集会室	213,360円	245,460円	356,100円	246,240円
計	362,080円	501,540円	800,940円	783,480円

令和5年度は改修工事のため、12月～3月まで休館

管理運営費の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
人件費	10,490,112	10,677,441	11,014,369	10,481,729	職員給与等の経費
光熱水費	791,856	936,118	1,047,226	1,046,401	電気・ガス・水道使用料等
消耗品費	372,580	710,958	718,179	153,589	施設整備用消耗品等
委託料	188,540	230,340	234,190	188,540	消防設備点検・浄化槽保守点検等
通信運搬費・保険料等	252,999	432,163	430,859	431,770	電話料等
賃借料	121,980	128,306	224,588	224,543	寝具類リース料等
修繕費	505,780	207,900	85,030	54,890	施設修繕費等
原材料費	0	0	0	0	
租税公課費	1,130,800	1,099,000	1,139,100	1,198,200	
その他の業務費	0	0	0	7,000	負担金等
税支出	0	80,000	0	570,600	
計	13,854,647	14,502,226	14,893,541	14,357,262	

参考資料5

利用料金減免規定

徳島市立青少年交流プラザ条例第11条に規定する利用料金の減免基準を次のとおり定める。

減免の対象	必要書類等
徳島市、徳島市教育委員会が主催する事業 (利用料金に関する予算措置がされている場合を除く。)	減免申請書
徳島市の共催を得て実施する事業又は、徳島市からの資金援助(補助金・委託金等)を得て運営されている事業 (会場使用料として資金援助がされている場合を除く。)	
障害者団体が、障害者の積極的な社会参加を促進するために使用する場合 (施設使用料が補助されている場合を除く。)	

利用料金減免実績

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
宿泊室	0件	0件	0件	2件
集会室	12件	7件	20件	13件
計	12件	7件	20件	15件